

令和4年第3回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第2号	令和4年度石川県一般会計補正予算(第2号) ……………	1
議案第3号	令和4年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号) ……………	9
議案第4号	令和4年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号) ……………	11
議案第5号	石川県名誉県民の選定につき同意を求めることについて……………	13
議案第6号	知事の給与の特例に関する条例について……………	15
議案第7号	石川県税条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第8号	本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する 条例について……………	21
議案第9号	石川県核燃料税条例について……………	23
議案第10号	石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係 る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第11号	財産の取得について(空港用化学消防車) ……………	29
議案第12号	財産の取得について(空港用ロータリ除雪車) ……………	31
議案第13号	石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第14号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について……………	35
報告第1号	令和3年度石川県一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について……………	43
報告第2号	石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………	49
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	55
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	57
報告第5号	令和3年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	59
報告第6号	令和3年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	73
報告第7号	令和3年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	75
報告第8号	令和3年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について……………	77
報告第9号	令和3年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について……………	79
報告第10号	令和3年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………	81

議案第 2 号

令和 4 年度石川県一般会計補正予算(第 2 号)

令和 4 年度の石川県一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,936,383千円を追加し、歳入歳出それぞれ608,212,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 4 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 5 月 26 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 126,070,000	千円 3,800,000	千円 129,870,000
	1 地方交付税	126,070,000	3,800,000	129,870,000
7 分担金及び金		1,684,497	1,357,054	3,041,551
	1 分担金	119,226	46,750	165,976
	2 負担金	1,565,271	1,310,304	2,875,575
8 使用料及び料		7,270,609	88,688	7,359,297
	1 使用料	5,364,557	88,688	5,453,245
9 国庫支出金		87,638,255	12,468,764	100,107,019
	1 国庫負担金	27,218,757	1,595,389	28,814,146
	2 国庫補助金	58,283,095	10,873,375	69,156,470
12 繰入金		12,286,114	929,805	13,215,919
	2 基金繰入金	12,183,618	929,805	13,113,423
14 諸収入		63,326,512	4,561,072	67,887,584
	3 貸付金元利収入	49,286,154	6,000	49,292,154
	4 受託事業収入	3,424,759	2,287,266	5,712,025
	6 雑収入	6,577,966	2,267,806	8,845,772
15 県債		40,375,000	14,731,000	55,106,000
	1 県債	40,375,000	14,731,000	55,106,000
歳入合計		570,276,000	37,936,383	608,212,383

議案第二号 令和四年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,164,392	千円 7,000	千円 1,171,392
	1 議 会 費	1,164,392	7,000	1,171,392
2 総 務 費		87,274,307	1,151,197	88,425,504
	1 総 務 管 理 費	10,119,579	990,389	11,109,968
	5 防 災 救 助 費	1,677,921	160,808	1,838,729
3 企 画 振 興 費		9,884,449	405,310	10,289,759
	1 企 画 振 興 費	9,884,449	405,310	10,289,759
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ		6,353,377	226,391	6,579,768
	1 県 民 費	1,281,013	22,900	1,303,913
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,072,364	203,491	5,275,855
5 健 康 福 祉 費		126,162,768	3,800,761	129,963,529
	1 高 齢 者 福 祉 費	35,117,022	1,442,354	36,559,376
	2 子 育 て 福 祉 費	16,132,532	682,666	16,815,198
	3 障 害 福 祉 費	12,380,061	20,000	12,400,061
	4 地 域 福 祉 費	14,036,948	440,000	14,476,948
	5 健 康 推 進 費	11,414,007	1,179,800	12,593,807
	6 生 活 衛 生 費	245,402	20,000	265,402
	7 医 薬 看 護 費	36,836,796	15,941	36,852,737
6 生 活 環 境 費		2,331,465	783,475	3,114,940
	1 生 活 環 境 費	2,331,465	783,475	3,114,940
7 商 工 労 働 費		43,846,749	1,626,700	45,473,449
	1 商 工 費	42,191,376	1,626,700	43,818,076

款	項	補正前の額	補正額	計
8 観光費		千円 7,835,131	千円 471,000	千円 8,306,131
	1 観光戦略推進費	7,835,131	471,000	8,306,131
9 農林水産業費		30,833,093	6,453,014	37,286,107
	1 農業費	16,927,569	632,749	17,560,318
	2 畜産業費	880,066	7,000	887,066
	3 農地費	7,032,419	3,893,298	10,925,717
	4 林業費	4,293,043	1,443,403	5,736,446
	5 水産業費	1,699,996	476,564	2,176,560
10 土木費		41,797,789	21,831,491	63,629,280
	2 道路橋りょう費	21,262,699	16,446,020	37,708,719
	3 河川海岸費	8,277,059	1,993,881	10,270,940
	4 港湾費	1,844,657	1,933,468	3,778,125
	5 都市計画費	7,790,824	1,458,122	9,248,946
11 警察費		24,550,628	400,209	24,950,837
	1 警察管理費	22,896,913	209,977	23,106,890
	2 警察活動費	1,653,715	190,232	1,843,947
12 教育費		96,944,025	779,835	97,723,860
	1 教育総務費	12,590,689	105,286	12,695,975
	3 高等学校費	21,980,238	606,613	22,586,851
	4 特別支援学校費	8,244,724	30,870	8,275,594
	5 社会教育費	1,410,010	36,066	1,446,076
	6 保健体育費	158,965	1,000	159,965
歳出合計		570,276,000	37,936,383	608,212,383

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和4年度道路建設費	令和5年度 令和6年度	千円 2,440,000	令和5年度 令和6年度	千円 4,090,000
令和4年度道路整備費	令和5年度	120,000	令和5年度	240,000
人事管理事務費			自 令和5年度 至 令和7年度	40,000
航空消防防災体制整備費			令和5年度 令和6年度	3,212,000
明治・大正レトロ文化発信拠点 整備費			令和5年度	30,000
いしかわ動物愛護センター 整備費			令和5年度	850,000
森林公園魅力アップ整備費			令和5年度	430,000
令和4年度農業農村整備事業費			令和5年度 令和6年度	1,130,000
令和4年度公園整備費			令和5年度	100,000
交番等建設費			令和5年度	21,000

議案第二号 令和四年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

国直轄道路事業費負担金	1,942,000				4,022,000
河川改良費	1,642,000				1,931,000
国直轄河川事業費負担金	337,000				619,000
河川整備費	152,000				219,000
砂防地すべり対策費	936,000				1,173,000
国直轄砂防事業費負担金	329,000				605,000
砂防地すべり防備施設費	80,000				131,000
海岸保全費	240,000				269,000
国直轄海岸事業費負担金	126,000				246,000
港湾管理費	318,000				618,000
港湾改良費	134,000				520,000
国直轄港湾事業費負担金	234,000				592,000
街路事業費	393,000				639,000
都市計画整備費	1,100,000				1,106,000
公園整備費	860,000				1,021,000

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
警察施設費	230,000			364,000		
交通指導取締費	462,000			601,000		
高等学校整備費	928,000			1,181,000		
一般管理費	235,000			298,000		
財産管理費	116,000			203,000		
国直轄空港事業費負担金	143,000			204,000		
文化振興費	57,000			104,000		
スポーツ振興費	401,000			438,000		
環境管理企画費				34,000		
文化財保護費				20,000		
計	40,375,000			55,106,000		

議案第 3 号

令和 4 年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 5 月 26 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
走 路 照 明 設 備 整 備 費		千円	自 至 令 和 5 年 度 令 和 10 年 度	千円 484,000

議案第三号 令和四年度石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第 4 号

令和 4 年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	2,140,000千円	2,140,000千円	4,280,000千円
(うち債務負担行為額)	120,000千円	120,000千円	240,000千円)

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款 資本的収入		2,020,000千円	2,020,000千円	4,040,000千円
第 1 項 企業債		2,020,000千円	2,020,000千円	4,040,000千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款 資本的支出		5,338,288千円	2,020,000千円	7,358,288千円
第 1 項 建設改良費		2,238,417千円	2,020,000千円	4,258,417千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条中「120,000千円」を「240,000千円」に改める。

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条の表中

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 70%;">送水施設建設改良事業費</td> <td style="width: 30%;">千円 2,020,000</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	千円 2,020,000	を	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 70%;">送水施設建設改良事業費</td> <td style="width: 30%;">千円 4,040,000</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	千円 4,040,000	に改める。
送水施設建設改良事業費	千円 2,020,000						
送水施設建設改良事業費	千円 4,040,000						

令和 4 年 5 月 26 日 提出

石川県知事 馳 浩

議案第5号

石川県名誉県民の選定につき同意を求めることについて

石川県名誉県民に次の者を選定したいので、石川県名誉県民条例（平成4年石川県条例第28号）第2条の規定により同意を求めらる。

令和4年5月26日提出

前石川県知事 谷 本 正 憲

石川県知事 馳 浩

議案第六号

知事の給与の特例に関する条例について

知事の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

知事の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第一条 令和四年七月一日から令和八年三月二十六日までの間(以下「特例期間」という。)に係る知事に対する給料月額の支給に当たっては、知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号。以下「知事等給与条例」という。)第一条第一号に定める給料月額から、当該給料月額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当の特例)

第二条 特例期間に係る知事に対する期末手当の支給に当たっては、知事等給与条例第三条第一項及び第二項の規定により算定した額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(退職手当の特例)

第三条 令和四年三月二十七日から令和八年三月二十六日までの間に係る知事に対する退職手当の支給に当たっては、特別職の職員の退職手当に関する条例(平成三年石川県条例第十一号)第三条第一項の規定により算定した額から、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第四条 前三条の規定により給料月額、期末手当及び退職手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

(令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る給料月額の特例)

2 令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る知事に対する給料月額の支給に当たっては、第一条の規定により算定した額から、六十一万八千九百十三円を減ずる。

(令和四年十二月の期末手当の特例)

- 3 令和四年十二月の知事に対する期末手当の支給に当たっては、第二条の規定により算定した額から、二十七万五千六百八十一円を減ずる。

提案理由

知事自らが身を切る改革を実行するため、令和八年三月二十六日までの間、知事の給料月額及び期末手当並びに退職手当を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「附記された事項」を「付記された事項（省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第七十三条第二項中「前項の規定によつて提出すべき申告書に」を「前項本文に規定する期限までに、」に、「添付し」を「知事に提出し」に改め、同条第三項中「知事は、」の下に「前項に規定するほか、」を、「対し」の下に「当該不動産の取得に係る事項（第一項各号に掲げる事項を除く。）について」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に掲げる事項について申告を求めることができる。

第七十三条の二第三項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第七十四条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十五条第九項中「第七十三条第一項」を「第七十三条第一項本文」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第七十六条第二項中「第七十三条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限までに」に改める。

第七十八条の三第二項中「よつて」を「より」に改める。

第八十九条第一項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第七条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改め

る。

附則第八条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した」を「受けた」に改め、「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第四十条及び第四十一条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第九条の二の四第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「第四十三条の規定による申告書」を「確定申告書（法附則第三十五条の二の六第一項に規定する確定申告書をいう。第四項において同じ。）」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第四項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同条第七項中「附則第十八条の五第九項から第十二項」を「附則第十八条の五第七項から第九項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十九条第一項第二号の改正規定及び附則第七条第三項の改正規定 令和五年一月一日

二 第四十四条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第八条の二第二項及び第九条の二の四第一項、第四項及び第七項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和六年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（次項において「六年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 六年新条例附則第九条の二の四第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 この条例による改正後の第七十二条及び第七十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、不動産を取得した者がその登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る申告を不要とする等の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第三項の表の第二号」を「第十二条第四項の表の第二号」に、「第四十五条第二項の表の第二号」を「第四十五条第三項の表の第二号」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第二条第一項中「第十二条第三項の表の第一号」を「第十二条第四項の表の第一号」に、「第四十五条第二項の表の第一号」を「第四十五条第三項の表の第一号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。

議案第八号 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定による改正前の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第一条に規定する中小連結法人については、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九号

石川県核燃料税条例について

石川県核燃料税条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定により、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。
- 二 核燃料 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によつて、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。
 - 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認（以下「原子力規制委員会の確認」とい

う。)を受けた日

一 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第二項に規定する定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税期間)

第五条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

一 四月一日から六月三十日まで

二 七月一日から九月三十日まで

三 十月一日から十二月三十一日まで

四 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法第四十三条の三の二十三第一項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第三号に掲げる場合を除く。) 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで

二 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受けた日の属する課税期間の末日まで

三 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受け、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 原子力規制委員会の確認を受けた日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第六条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。

第九条第一項において同じ。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号の熱出力(原子炉等規制法第四十三

条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた熱出力)とする。

- 4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税率)

第七条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、三万四千九百円とする。

(徴収の方法)

第八条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第九条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第六条第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと知事が認める場合には、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

- 2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

- 3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金額を納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せて納付すべき延滞金額を当該更正又は決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

(課税地等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第三条第一号中

「固定資産税」とあるのは 「^{固定資産税}
核燃料税」 と、同条例第十条第二項第二号中「、事業所」とある

のは「、事業所（核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地）」とする。

（規則への委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う第四条第一項各号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあつては、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行う発電用原子炉への挿入を除く。）について適用する。

（この条例の施行に伴う課税期間の特例）

3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

（この条例の失効）

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、発電用原子炉の設置者がこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）前に行つた第四条第一項各号に掲げる行為に対して課した、又は課すべきであつた核燃料税については、この条例の規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

（この条例の失効に伴う課税期間の特例）

5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

提案理由

原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策に係る財政需要があるため、核燃料税を課税する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成六年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千五百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

財産の取得について

のと里山空港における消火作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 財産の種類及び数量
空港用化学消防車 1台
- 2 取得金額 113,850,000円
- 3 取得の相手方
金沢市増泉二丁目19番10号
株式会社 本田商会
代表取締役 柴 達也

議案第12号

財産の取得について

のと里山空港における除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

1 財産の種類及び数量

空港用ロータリ除雪車 1台

2 取得金額 104,390,000円

3 取得の相手方

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目1番10号

株式会社 NICHIIJO

代表取締役 鈴木 隆 好

上記代理人 新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番8号

株式会社 NICHIIJO北陸営業所

所長 岡本 光 隆

議案第十三号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一非紹介患者等加算料の項中「五、〇九〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、五四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、五二〇円」を「二、〇九〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法に係る厚生労働省告示の発令により、地域医療支援病院等を紹介状なしで受診した場合における加算料の額が改定されたことに伴い、県営病院の使用料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十四号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三款 環境影響評価に関する手続等
第一目 方法書の作成等（第二百二条―第二百七条）」を

「第三款 環境影響評価に関する手続等

第一目 方法書の作成前の手続（第二百一条の二―第二百一条の十一）に、

第一目の二 方法書の作成等（第二百二条―第二百七条）」

「第二百二十条・第二百二十一条」を「第二百二十条―第二百二十一条」に、「第二百三十一条・第二百三十二条」を「第二百三十一条―第二百三十二条」に改める。

第九十九条第二号を次のように改める。

一 第一区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のおおのづかに該当する一の事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。以下同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項に規定する第二種事業であつて同法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び同法第二条第四項に規定する対象事業（次号において「法対象事業等」という。）を除く。）をいう。

第九十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

二 第二区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のおおのづかに該当する一の事業であつて、第一区分事業に準ずる規模を有するもののおおのづかに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を知事が第二百一条の十の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの（法対象事業等を除く。）をいう。

四 対象事業 第一区分事業又は第二百一条の十第三項第一号の措置がとられた第二区分事業（同条第四項及び第二百二十条の二第二項において準用する第二百一条の十第三項第二号の措置がとられたものを除く。）をいう。

第三編第三章第二節第三款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目 方法書の作成前の手続

(計画段階配慮事項についての検討)

第二百一条の二 第一区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一区分事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第二百一条の三 第一区分事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一区分事業の目的及び内容
 - 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - 五 その他規則で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の第一区分事業を実施しようとする場合は、当該第一区分事業を実施しようとする者は、これらの第一区分事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第二百一条の四 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、配慮書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

- 2 前項の規則は、同項に規定する地域が第一区分事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項について定めるものとする。

(配慮書についての公告及び縦覧)

第二百一条の五 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、配慮書及び要約書(第二百一条の七第一項、第二百三十三条第一項第二号及び第二百三十五条においてこれらを「配慮書等」

という。)を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出)

第二百一条の六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、第一区分事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての知事等の意見)

第二百一条の七 知事は、配慮書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一区分事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第二百一条の四第一項に規定する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町長の意見を勧案するものとする。

4 第一項の場合において、知事は、配慮書について審議会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第二百一条の四第一項に規定する市町長に送付するものとする。

(第一区分事業の廃止等)

第二百一条の八 第一区分事業を実施しようとする者は、第二百一条の五の規定による公告を行ってから第二百四条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第二百一条の四第一項に規定する市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第一区分事業を実施しないこととしたとき。

二 第二百一条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一区分事業又は第二区分事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一区分事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一区分事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二区分事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第二百一条の九 第二区分事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二区分事業に係る計画の立案の段階において、第二百一条の二の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした第二区分事業を実施しようとする者については、第一区分事業を実施しようとする者とみなし、第二百一条の二から前条までの規定を適用する。

（第二区分事業に係る判定）

第二百一条の十 第二区分事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。

一 第二区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第二区分事業の種類及び規模

三 第二区分事業が実施されるべき区域その他第二区分事業の概要

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条及び第二百二十条の二第一項において「届出」という。）に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上を指定してこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときは、これを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二区分事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもつて、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。

二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもつて、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二区分事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二区分事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二区分事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前

項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二区分事業を実施してはならない。

- 6 第二区分事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第六項の規定による通知に係る第二区分事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

（環境影響評価法の第二種事業に関する特例）

第二百一条の十一 環境影響評価法第四条第三項第二号の措置がとられた第二種事業（同法第二条第三項に規定する「第二種事業」をいう。）のうち、同法第三条の十第二項の規定により適用される同法第三条の二から第三条の九までに規定する検討その他の手続が行われたものについては、第二百一条の二から第二百一条の八までに規定する検討その他の手続が行われたものとみなす。

- 2 前項の場合において、環境影響評価法第三条の三の規定による計画段階環境配慮書は第二百一条の三の規定による配慮書と、同法第三条の七第一項の規定による関係する行政機関（知事に限る。）及び一般の意見は第二百一条の七第一項の規定による知事及び第二百一条の六第一項の規定による意見を有する者の意見とみなす。

第二百二条第一項中「事業者は、」の下に「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第二百一条の七第一項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第二百一条の六第一項の意見が述べられたときはこれに配慮して、第一区分事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、」を、「次に掲げる事項」の下に「（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第七号までに掲げる事項を除く。）」を加え、同項第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」に改め、同項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

- 四 第二百一条の三第一項第四号に掲げる事項
- 五 第二百一条の六第一項の意見の概要
- 六 第二百一条の七第一項の知事の意見
- 七 前二号の意見についての事業者の見解

第二百八条中「第二百二条第一項第四号」を「第二百二条第一項第八号」に改める。

第二百十九条中「公衆の」を削る。

第二百二十条の次に次の一条を加える。

(事業内容の修正の場合の第二区分事業に係る判定)

第二百二十条の二 事業者は、第二百四条の規定による公告を行ってから第二百十九条の規定による公告を行うまでの間に第二百一条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二区分事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第二百一条の十第一項の規定の例により届出をすることができる。

2 第二百一条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行つたものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第二百一条の十第三項第二号に規定する措置がとられたときは、第二百三条第一項に規定する市町長又は関係市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第二百二十一条第一項第二号中「対象事業に」を「第一区分事業又は第二区分事業のいずれにも」に改める。

第二百二十九条の見出し中「対象事業」を「第一区分事業等」に改め、同条中「対象事業が」を「第一区分事業、第二区分事業又は対象事業（以下この条、次条、第二百三十五条及び第二百三十六条において「第一区分事業等」という。）が」に、「対象事業又は対象事業」を「第一区分事業等又は第一区分事業等」に、「対象事業については、」を「第一区分事業等については、第二百一条の二から第二百一条の八までの規定により行ふべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続、第二百一条の十の規定により行ふべき届出その他の手続及び」に改め、「事業者が」を削り、「対象事業に係る事業者」を「第一区分事業等に係る第一区分事業若しくは第二区分事業を実施しようとする者又は事業者（次条、第二百三十三条、第二百三十五条及び第二百三十七条において「事業を実施しようとする者等」という。）」に改め、「おいて」の下に「、第二百一条の三第二項、第二百一条の八第一項第三号及び第二項」を加える。

第二百三十条の見出し中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同条中「対象事業」を「第一区分事業等」に、「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討その他の手続、届出その他の手続及び環境影響評価」に改める。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

第二百三十一条の二 知事は、環境影響評価法第三条の七第一項の規定により意見を述べる場合において、審議会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

第二百三十三条第一項中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同項第二号中「方法書等」を「配慮書等、方法書等」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百一条の十第五項の規定に違反して第二区分事業を実施したとき。

第二百三十三条第三項中「事業者又は」を「事業を実施しようとする者等又は」に改める。

第二百三十五条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「方法書等」を「配慮書等、方法書等」に、「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

第二百三十六条（見出しを含む。）中「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

第二百三十七条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二百四条の規定による公告が行われた事業、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項の規定による届出が行われた事業及び環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十三号）附則第三条第一項又は第四条第一項の規定による届出が行われた事業（施行日以後にその内容を変更せず、又は事業の規模を縮小して実施されるものに限る。）に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

提案理由

環境影響評価法施行令の一部改正に伴い、環境影響評価法の対象外となる規模の風力発電所について、本条例の対象とし、環境配慮すべき事項を事業の早期段階から反映させるため、同法の規定に準じた手続を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

令和3年度石川県一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

専決第17号

令和3年度石川県一般会計補正予算（第14号）

令和3年度の石川県一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 令和3年度石川県一般会計歳入補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

第1表 令和3年度石川県一般会計歳入補正予算

歳 入 △印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県	税	155,075,000	3,694,504	158,769,504
	1 県民税	47,543,600	415,191	47,958,791
	2 事業税	36,030,000	2,303,156	38,333,156
	3 地方消費税	38,300,000	728,454	39,028,454
	4 不動産取得税	2,600,000	35,865	2,635,865
	6 ゴルフ場利用税	500,000	49,455	549,455
	7 軽油引取税	9,600,000	211,278	9,811,278
	8 自動車税	18,500,000 △	48,895	18,451,105
3 地方譲与税		20,143,000	306,908	20,449,908
	1 特別法人事業譲与税	18,000,000	282,968	18,282,968
	2 地方揮発油譲与税	1,900,000 △	4,326	1,895,674
	3 石油ガス譲与税	60,000	13,220	73,220

	4 自動車重量譲与税	110,000	15,305	125,305
	5 森林環境譲与税	60,000	3,768	63,768
	6 航空機燃料譲与税	13,000 △	4,027	8,973
5 地方交付税		145,592,006	969,053	146,561,059
	1 地方交付税	145,592,006	969,053	146,561,059
6 交通安全対策特別交付金		250,000	29,535	279,535
	1 交通安全対策特別交付金	250,000	29,535	279,535
15 県債		86,287,000 △	5,000,000	81,287,000
	1 県債	86,287,000 △	5,000,000	81,287,000
歳入	合計	732,794,209	—	732,794,209

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
工業試験場費	96,000	普通貸借又は証券発行	先の融通条件による。ただし、原財政その他の償還期限を短縮し、借換は繰上償還又はできる。	95,000	普通貸借又は証券発行	先の融通条件による。ただし、原財政その他の償還期限を短縮し、借換は繰上償還又はできる。
林道費	420,000					
治山費	1,121,000					
水産業振興費	106,000					
漁港建設費	220,000					
道路建設費	11,208,000					
道路整備費	4,039,000					
国直轄道路事業費負担金	5,004,000					
河川改良費	4,976,000					
国直轄河川事業費負担金	647,000					
国直轄砂防事業費負担金	916,000					
国直轄海岸事業費負担金	477,000					
港湾管理費	417,000					

港湾改良費	464,000			463,000
国直轄港湾事業費負担金	1,211,000			1,173,000
街路事業費	708,000			718,000
都市計画整備費	1,994,000			1,956,000
公園整備費	1,573,000			1,571,000
交通指導取締費	522,000			524,000
高等学校整備費	1,124,000			1,117,000
文化財保護費	32,000			31,000
林道災害復旧事業費	24,000			23,000
土木施設災害復旧費	6,000			5,000
港湾災害復旧費	146,000			138,000
交通対策費	5,167,000			4,893,000
男女共同参画費	4,000			3,000
文化振興費	6,721,000			5,351,000
歴史博物館費	47,000			46,000

報告第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算(第十四号)の専決処分の報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
計	86,287,000			81,287,000		

報告第2号

石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

専決第十六号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

石川県税条例等の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項ただし書中「、磁気テープ」を削り、同条第七項中「第五十二条第七十二項」を「第五十二条第七十四項」に改める。

第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十一条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第五十七条第二項及び第五十八条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十七条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十條」を「第十九條」に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」を加える。

第五十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下

に「(第五十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第六十条の二第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第六十五条中「第七条」を「第六条の七」に改める。

第六十五条の二第三項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

第七十三条第二項中「第七十三条の十四第五項から第十項」を「第七十三条の十四第六項から第十一項」に改める。

第七十三条の二第二項第二号中「第三十七条の十八(第二号を除く。)」を「第三十七条の十八第三項」に改める。

第七十五条第一項中「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条第五項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改め、同条第六項中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三」に改める。

附則第十条第四項中「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)」を「又は第四百四十四条の十三」に改め、同条第六項中「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。若しくは同法第八十八条)」を「、第八十八条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。若しくは第四百四十四条の三第一項)」に改める。

附則第十条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十二条の四第一項の表第九号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例の一部改正)

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造

事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十一条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同号に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第五十七条第二項及び第五十八条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十七条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」を加える。

第五十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「（第五十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附則第十条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の

法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の石川県税条例の一部を改正する条例（令和二年石川県条例第三十六号）附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例（次項において「新令和二年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新令和二年改正前条例第五十五条第一項第三号並びに第五十八条第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

専決第1号

損害賠償額の決定について

令和4年2月17日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年4月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 190,578円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

令和4年2月17日午前9時50分頃、金沢市尾山町220番1石川県教育・自治会館駐車場において、金沢城調査研究所主査大西泰正の運転する小型貨物自動車（■■■■■）が駐車中の■■■■■所有の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第5号

令和3年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和3年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の収入財源			内訳	
						未 収 国 支 出 金	特 定 財 源		財 源 其 他	一 般 財 源
							地方債	地方債		
2	総務費		232,500,000	212,467,000		106,750,000	105,000,000			717,000
	1	総務管理費	20,000,000							
	5	防災救助費	212,500,000	212,467,000		106,750,000	105,000,000			717,000
		地震震度情報ネット ワークシステム 整備費	212,500,000	212,467,000		106,750,000	105,000,000			717,000
3	企画振興費		2,777,991,000	1,838,485,464			1,585,000,000		71,343,758	182,141,706
	1	企画振興費	2,777,991,000	1,838,485,464			1,585,000,000		71,343,758	182,141,706

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左の財源内訳			一般財源
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	
		西部緑地公園整備費	5,000,000	4,921,000					4,921,000
		北陸新幹線建設費	2,772,991,000	1,833,564,464		1,585,000,000	71,343,758		177,220,706
4 県民文化スポーツ費			770,071,000	750,689,608		74,471,000	443,000,000		233,218,608
	2 スポーツ文化費	能楽堂整備費	16,705,000						
		新整	753,366,000	750,689,608		74,471,000	443,000,000		233,218,608
		新整	753,366,000	750,689,608		74,471,000	443,000,000		233,218,608
5 健康福祉費			3,182,228,000	2,972,226,000	378,215,000	2,560,057,000			33,954,000
	1 高齢者福祉費	介護サービス整備費	1,965,098,000	1,929,105,000	323,105,000	1,606,000,000			
		介護職員処遇改善支援事業費	359,098,000	323,105,000	323,105,000				
		介護職員処遇改善支援事業費	1,606,000,000	1,606,000,000		1,606,000,000			
	2 子育て福祉費		17,776,000	15,761,000		12,891,000			2,870,000
		保育環境整備事業費	4,776,000	2,870,000					2,870,000
		児童養護施設職員処遇改善事業費	13,000,000	12,891,000		12,891,000			
	3 障害福祉費		838,244,000	666,250,000		635,166,000			31,084,000

	障害者支援施設整備費	265,244,000	93,250,000		62,166,000			31,084,000
	障害福祉職員処遇改善事業費	573,000,000	573,000,000		573,000,000			
7	医薬看護費	361,110,000	361,110,000	55,110,000	306,000,000			
	地域医療連携推進事業費	55,110,000	55,110,000					
	看護職員処遇改善事業費	306,000,000	306,000,000		306,000,000			
7	商工労働費	19,682,815,000	15,793,066,000	1,651,439,936	482,815,000		12,557,146,064	1,101,665,000
1	商工費	19,682,815,000	15,793,066,000	1,651,439,936	482,815,000		12,557,146,064	1,101,665,000
	食振興事業費	482,815,000	482,815,000		482,815,000			
	いしかわG・T・O・I・P・A事業費	220,000,000	148,785,000				148,785,000	
	コロナからの再生・成長支援プログラム事業費	3,980,000,000	3,430,000,000	1,651,439,936			1,778,560,064	
	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費	15,000,000,000	11,731,466,000				10,629,801,000	1,101,665,000
8	観光費	14,400,000,000	14,300,865,748		13,925,604,375		375,261,373	
1	観光戦略推進費	14,400,000,000	14,300,865,748		13,925,604,375		375,261,373	
	県民向け県内旅行応援事業費	700,000,000	625,604,375		625,604,375			
	コロナからの再生・成長支援プログラム事業費	13,700,000,000	13,675,261,373		13,300,000,000		375,261,373	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 特定財源	未 収入				財 源 其 他
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		
9 農水産業費	1 農業費	林業費	11,360,843,000	10,385,877,295	75,450,519	6,213,400,018	2,693,000,000	872,903,715	531,123,043	
		農業委員会費	459,356,000	459,356,000		451,021,000				8,335,000
		担い手農業機械導入 支援事業費	121,156,000	121,156,000		121,156,000				
		他産業との連携 による農業収益業 向上対策費	8,335,000	8,335,000						8,335,000
		水田営農体制 確立事業費	324,905,000	324,905,000		324,905,000				
		2 畜産業費	12,705,000	2,277,000						2,277,000
		家畜保健衛生 対策事業費	12,705,000	2,277,000						2,277,000
		3 農地費	6,314,076,000	6,311,135,440	13,783,060	3,578,247,818	1,651,000,000	832,423,715	235,680,847	
		県営ほ場整備事業費	3,212,852,000	3,212,842,060	11,752,600	1,841,115,600	838,000,000	420,794,250	101,179,610	
		広域営農団地農道 整備事業費	345,588,000	345,586,800		168,102,000	114,000,000	50,430,600	13,054,200	
県営一般農業 道整備事業費	88,839,000	88,836,300		44,417,500	19,000,000	22,208,750	3,210,050			
団体営一般農業 道整備事業費	17,000,000	17,000,000		17,000,000						
農村総合整備事業費	124,195,000	124,191,280		98,916,100	23,000,000			2,275,180		

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 特定 財源	収入 特定 財源				その他
							未 収 入	特 定 財 源	所 の 他		
		団体営震災対策 農業施設整備事業費	1,950,000	1,950,000		1,950,000					
		団体営農村地域防災 減災総合整備事業費	11,700,000	11,700,000		11,700,000					
		農村地域防災減災 調査設計事業費	126,028,000	126,027,600		126,027,000				600	
4	林業費		4,114,238,000	3,242,073,855	55,882,459	1,987,811,200	886,000,000	40,480,000	271,900,196		
		造林事業費	772,797,000	507,891,596		298,198,000			209,693,596		
		いしかわ森林 環境基金事業費	342,060,000	137,763,359	55,882,459	81,880,900					
		森林整備・林業 活性化事業費	393,984,000	393,983,300		393,983,300					
		スマート林業機械等 導入支援事業費	21,014,000	21,014,000		21,014,000					
		県営林道開設事業費	379,800,000	271,153,000		134,927,000	90,000,000	40,480,000	5,746,000		
		林道保全事業費	14,100,000	2,400,000		2,000,000			400,000		
		県有林道保全事業費	39,300,000	2,153,000		1,077,000	1,000,000		76,000		
		林道改良事業費	68,800,000	56,833,000		46,928,000			9,905,000		
		県有林道改良事業費	304,000,000	264,000,000		116,000,000	148,000,000				
		山地治山事業費	881,118,000	879,818,000		444,500,000	411,000,000		24,318,000		

	防災林整備事業費	70,000,000	70,000,000		35,000,000	35,000,000			
	水源地域整備事業費	16,720,000	16,720,000		8,360,000	7,000,000			1,360,000
	地すべり防止事業費	62,642,000	49,742,000		24,871,000	24,000,000			871,000
	災害関連緊急 治山事業費	747,903,000	568,602,600		379,072,000	170,000,000			19,530,600
	5 水産業費	460,468,000	371,035,000	5,785,000	196,320,000	156,000,000			12,930,000
	大型魚礁設置事業費	14,056,000	14,056,000		7,028,000	6,000,000			1,028,000
	人工礁漁場 造成事業費	3,816,000	3,816,000		1,908,000	1,000,000			908,000
	広域型増殖場 造成事業費	83,054,000	44,670,000		21,885,000	20,000,000			2,785,000
	漁港修築費	133,132,000	127,126,000		63,488,000	60,000,000			3,638,000
	漁港改修費	95,004,000	76,405,000	5,785,000	42,565,000	25,000,000			3,055,000
	漁港機能保全費	72,594,000	70,416,000		35,208,000	35,000,000			208,000
	漁港海岸整備 施設整備費	20,616,000	20,616,000		10,308,000	9,000,000			1,308,000
	市町漁港整備 助成費	38,196,000	13,930,000		13,930,000				
10 土木費		47,442,888,000	34,439,885,257	189,450,732	11,168,365,496	12,075,000,000	2,252,868,063	8,754,200,966	
	2 道橋りょう費	23,578,416,000	16,065,771,991	107,737,762	5,005,214,337	4,977,000,000	1,515,770,824	4,460,049,068	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収 入金	特定財源		
							国 支 出 金	地方債	
		国道改築費	1,405,000,000	831,230,000		393,648,747	398,000,000		39,581,253
		地方道改築費	8,120,000,000	7,007,898,300		1,871,318,905	1,611,000,000		3,525,579,395
		国直轄道路事業費 負担金	3,015,334,000						
		橋りょう補修費	425,264,000	411,538,064		216,420,736	178,000,000		17,117,328
		道路災害防除費	1,306,728,000	1,137,248,806		616,004,195	499,000,000		22,244,611
		交通安全施設費	618,712,000	598,680,946		322,881,514	271,000,000		4,799,432
		雪寒地域道路事業費	188,207,000	188,039,300		101,542,535	84,000,000		2,496,765
		舗装補修費	219,990,000	211,130,000		105,565,000	105,000,000		565,000
		道路施設長寿命化 対策事業費	3,030,579,000	2,793,757,961		1,377,832,705	1,274,000,000		141,925,256
		いしかわ広域 交流幹線軸道路 整備事業費	570,000,000	429,500,000	42,606,456		201,000,000		185,893,544
		観光石川周遊回廊 整備事業費	280,000,000	189,051,000	18,617,167		53,000,000		117,433,833
		安全・安心道路 整備事業費	60,000,000	34,722,000	3,365,700		15,000,000		16,356,300
		県単道路改良費	600,000,000	358,941,850	40,856,221			4,496,700	313,588,929
		県水送水管 耐震化事業費	1,850,000,000	1,498,000,000				1,498,000,000	

	道路受託事業費	23,000,000	13,197,978				13,197,978	
	県単道路特別整備費	46,400,000	23,683,641	2,292,218		4,000,000	76,146	17,315,277
	道路環境改善整備事業費	1,624,508,000	195,009,104			194,000,000		1,009,104
	県単交通安全施設費	6,400,000	6,090,000					6,090,000
	災害に強い道路整備事業費	118,259,000	85,865,541			85,000,000		865,541
	雪水対策事業費	62,580,000	47,532,500			5,000,000		42,532,500
	サイクリングルート魅力発信事業費	7,455,000	4,655,000					4,655,000
3 河川海岸費		15,048,105,000	12,275,018,128	12,257,150,373	3,734,274,868	5,162,000,000	182,491,434	3,183,994,676
	広域河川改修費	7,393,825,000	6,182,241,731		1,544,625,719	2,116,000,000		2,521,616,012
	河川堆積土砂対策費	622,612,000	577,661,092		242,721,472	334,000,000		939,620
	河川環境整備費	41,000,000	40,395,680		20,197,840	19,000,000		1,197,840
	情報基盤緊急整備事業費	172,888,000	140,601,508		70,300,754	67,000,000		3,300,754
	都市基盤河川改修費	48,013,000	31,058,000			29,000,000		2,058,000
	県単河川改良費	13,300,000	9,277,354			9,000,000		277,354
	国直轄河川事業費負担金	92,332,000						

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 ^円	翌年度 繰越額 ^円	既 特 定 財 源 ^円	左の財源の内訳				一般財源
						未 収 入 ^円	定 財 源		一 般 財 源 ^円	
							国 支 出 金 ^円	地 方 債 ^円		
		堰堤改良費	756,838,000	733,119,034		249,841,919	369,000,000	106,809,800		7,467,315
		県単河川防災費	123,475,000	70,528,000			62,000,000			8,528,000
		緊急県単河川防災費	523,000,000	368,214,950			367,000,000			1,214,950
		通常砂防事業費	1,746,873,000	1,487,290,407		368,645,185	688,000,000			430,645,222
		地すべり対策事業費	1,090,532,000	933,109,600		464,434,134	338,000,000			130,675,466
		急傾斜地崩壊対策 事業費	1,292,722,000	1,123,776,244	12,257,150	514,242,205	464,000,000	75,681,634		57,595,255
		土砂災害対策事業費	2,029,000	1,345,000		660,000				685,000
		手取川水系砂防 事業費負担金	300,000,000							
		県単砂防地すべり 対策事業費	56,000,000	54,088,248			53,000,000			1,088,248
		県単急傾斜地崩壊 対策事業費	10,000,000	4,400,000			4,000,000			400,000
		海岸侵食対策費	527,500,000	496,730,860		248,015,430	234,000,000			14,715,430
		千里浜再生 プロジェクト推進費	21,500,000	21,180,420		10,590,210	9,000,000			1,590,210
		国直轄海岸事業費 負担	213,666,000							
	4 港湾費		1,991,888,000	774,035,290	31,348,275	223,706,651	369,000,000	113,774,142		36,206,222

	港湾修繕費	123,000,000	119,900,890				79,000,000	26,100,222	14,800,668
	七尾港埋立地整備事業費	26,000,000	5,696,000				3,000,000		2,696,000
	港湾改修費	169,000,000	147,550,000			57,620,000	42,000,000	43,215,000	4,715,000
	港湾補修費	426,000,000	389,131,300	31,348,275		128,477,101	194,000,000	26,466,420	8,839,504
	港湾環境整備費	93,388,000	73,970,000			18,716,000	33,000,000	17,992,500	4,261,500
	港湾海岸高潮対策費	51,000,000	37,787,100			18,893,550	18,000,000		893,550
	国直轄港湾事業費負担金	1,103,500,000							
5 都市計画費		6,824,479,000	5,325,059,848	38,107,545	2,205,169,640	1,567,000,000	440,831,663	1,073,951,000	
	土地区画整理事業費	1,063,300,000	882,713,097			450,034,884		214,889,107	217,789,106
	街路事業費	2,701,729,000	1,755,501,873	37,779,545	475,925,342	375,000,000	221,348,707	645,448,279	
	県単街路事業費	29,776,000	20,278,016	328,000		5,000,000	4,593,849	10,356,167	
	兼六園下交差点周辺整備事業費	88,500,000	32,209,379						32,209,379
	農業集落排水事業費	138,174,000	84,304,000			84,304,000			
	能登歴史公園整備費	89,500,000	69,865,400			34,932,700	32,000,000		2,932,700
	白山ろくテームパーク整備費	10,000,000	5,533,000			2,766,500	2,000,000		766,500

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源内訳				一般財源	
						収入 特定 財源	未 収 入	定 財 源			其 他
								国 支 出 金	地 方 債		
11 警 察 費		金沢城公園整備費	181,000,000	149,245,826		51,475,700	80,000,000			17,770,126	
		公園施設安全安心策 対	413,200,000	319,417,484		159,708,742	151,000,000			8,708,742	
		木場潟公園整備費	1,994,600,000	1,902,565,798		946,021,772	895,000,000			61,544,026	
		県単公園事業費	114,700,000	103,425,975			27,000,000			76,425,975	
12 教 育 費	2 警察活動費		32,012,000	32,012,000		16,006,000	16,000,000			6,000	
		通学路の緊急 合同点検を踏まえた 交通安全対策費	32,012,000	32,012,000		16,006,000	16,000,000			6,000	
3 高等学校費			159,219,000	158,284,000		21,015,000	82,000,000			55,269,000	
			120,822,000	119,887,000		21,015,000	58,000,000			40,872,000	
		情報設備充実費	42,030,000	42,030,000		21,015,000				21,015,000	
		学校施設大規模改修 事業	78,792,000	77,857,000			58,000,000			19,857,000	
	4 特別支援 学校		32,696,000	32,696,000			24,000,000			8,696,000	
5 社会教育費		学校施設大規模改修 事業	32,696,000	32,696,000			24,000,000			8,696,000	
			5,701,000	5,701,000						5,701,000	

報告第6号

令和3年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源の内訳				一般会計 から繰入	
					既 特定 収入 財源	収入源				財 源 其 他
						未 国 支 出 金	地 方 債	定 額		
1 公営競馬費			244,957,000	244,948,000	244,948,000					
	1 公営競馬費		244,957,000	244,948,000	244,948,000					
		施設整備費	244,957,000	244,948,000	244,948,000					
合		計	244,957,000	244,948,000	244,948,000					

報告第7号

令和3年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 収 入 財 源			一般会計 から繰入
						未 国 支出 金	特 定 地 方 債	内 財 源 其 他	
1 港湾 整備 事業 費	2 整備 費		178,000,000	112,000,000		112,000,000			
		整備 費	178,000,000	112,000,000		112,000,000			
合 計			178,000,000	112,000,000		112,000,000			

報告第8号

令和3年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度石川県立中央病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
						企業債	損留保 定 資 金			
1 資本的 支 出			3,895,469,000	3,854,572,780	20,075,000	20,000,000	75,000	20,821,220		
	1	病院建設改良費	619,076,000	578,180,251	20,075,000	20,000,000	75,000	20,820,749		
		施設整備費	20,076,000		20,075,000	20,000,000	75,000	1,000		物品の納入に不測の日数を要したため

報告第9号

令和3年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内			翌年度繰越額に係る繰越したる購入資産の額	説明
						国支出金	企業債	その他		
1	建設改良費	流域下水道建設事業費	1,354,005,000	904,710,310	441,428,332	273,941,366	84,000,000	83,486,966	7,866,358	
			760,915,000	311,621,085	441,428,332	273,941,366	84,000,000	83,486,966	7,865,583	
			740,368,000	291,587,005	441,428,332	273,941,366	84,000,000	83,486,966	7,352,663	係る現地調査等に不測の事故を要したため

報告第10号

令和3年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

令和3年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな即資産の 購入限度額 円	説 明
						企業債	損留保 勘定 資金 円			
1	建設 改良費		6,588,022,000	5,088,870,670	1,498,000,000	1,498,000,000		1,151,330		
		送水施設建設 改良事業費	3,349,654,000	1,850,503,402	1,498,000,000	1,498,000,000		1,150,598		

